

クリーン 2 1 長谷山余剰電力売却仕様書

1. 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、城南衛生管理組合クリーン 2 1 長谷山（以下「クリーン 2 1 長谷山」という。）が供給する余剰電力の売却について適用する。

(2) 件名 クリーン 2 1 長谷山余剰電力売却

(3) 供給場所 京都府城陽市富野長谷山 1 の 270

(4) 発電設備 定格出力 4,900kW 1 基

(5) 供給電気方式等

ア 電気方式 交流 3 相 3 線式

イ 供給電圧 標準電圧 20,000V

ウ 周波数 60Hz

エ 本線 1 回線

(6) 供給地点

供給場所におけるクリーン 2 1 長谷山の特高受電室の関西電力(株)の 20,000 ボルト地中引き込み線立上り電纜終端箱である。

2. 売却仕様

(1) 契約方法 単価契約

(2) 発電認定設備

当該発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）における再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けていない再生可能エネルギー発電設備（非 F I T バイオマス発電）であり、再生可能エネルギー電気以外の余剰電力の量は、毎月発注者が測定するバイオマス比率に応じて算定する。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の区分

バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

(4) 予定売却電力量 10,618,320 kWh（詳細は添付資料②）

(5) 予定バイオマス比率 38%

(6) 供給期間 令和 6 年 4 月 1 日 0 時から令和 7 年 3 月 3 1 日 2 4 時まで

(7) 契約条項 別紙のとおり

3. その他

(1) 停電期間について

この契約の期間において、定期検査による発電機の停止期間は、令和 6 年 6 月 1 4 日から 6 月 2 3 日、9 月 1 0 日から 9 月 1 9 日を予定している（詳細は添付資料①を参照）。

その他、この契約の期間において、計量法に基づく計量器の取替等による停電の予定はない。

(2) 非化石電源価値について

この契約において売却するバイオマス発電の電力は、非 F I T 非化石電源から発電される電力である。バイオマス電力量と併せて、非化石電源価値を提供する。

(3) バイオマス比率の報告

バイオマス比率については、毎月、発注者が受注者へ報告する。

(4) 添付資料

添付資料 - ① 令和6年度クリーン2 1長谷山運転計画 (案)

添付資料 - ② 令和6年度月別予定売却電力量

添付資料 - ③ 令和3年度、令和4年度月別売却電力量実績

添付資料 - ④ 令和4年度売却電力量実績 (30分値)

添付資料 - ⑤ バイオマス比率実績